

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

山武市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。



お問合せ先

山武市生活・就労相談室（山武市役所内）

電話：0475-80-1301

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00※年末年始を除く

※お電話が混み合う場合がありますのでご了承ください。

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

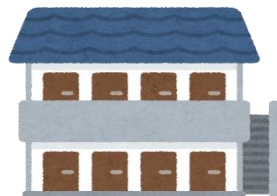
これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				☐
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※山武市の場合 (単位：万円)				☐
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	78,000円	115,000円	140,000円	
支給家賃額（上限額）	37,200円	45,000円	48,400円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				☐
ハローワークに求職の申し込みをしますか？				☐

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の生活・就労相談室に相談してください。